

建設技能労働者の適切な賃金水準の確保について

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 課長補佐 伊藤 誠記

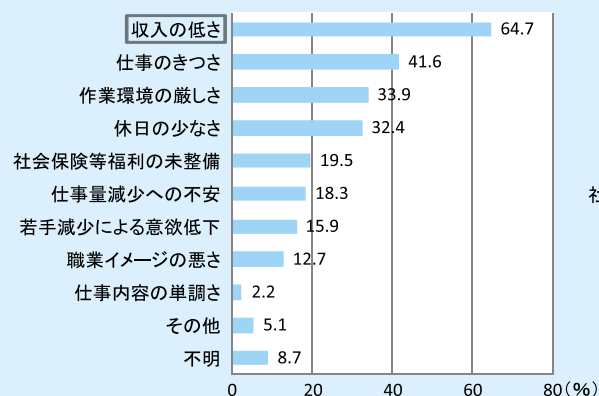
最近、建設業の人手不足や、それに伴う入札不調が拡大傾向にあり、この問題を取り上げた報道も増加傾向にある。これは、被災地の復興や、消費増税前の駆け込み需要等による建設工事の増加とともに、建設技能労働者の高齢化や若年者の減少による建設業の担い手不足が大きな原因と考えられている。特に、若年入職者の減少は顕著であり、このままでは災害時の緊急対策や復旧対策、また今後老朽化するインフラの維持・更新にも支障を及ぼすことが懸念されている。

建設産業の担い手不足の原因は、休日の少なさやいわゆる3Kと呼ばれる労働条件の悪さ、社会保険等の加入の遅れなどの福利厚生の不備等、さまざまな要因が考えられるが、その中でも最大の要因は、賃金水準の低さである。一般社団法人建

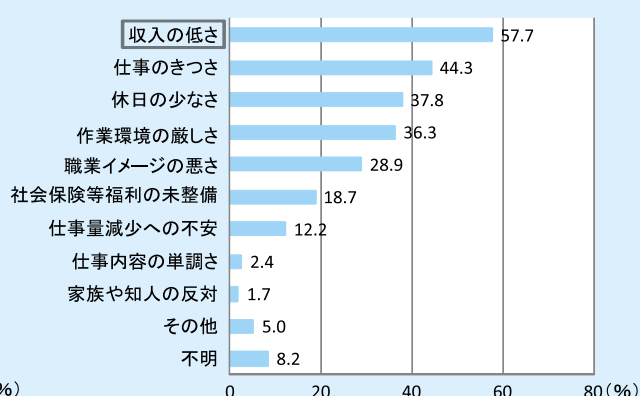
設産業専門団体連合会の調査によると、賃金水準の低さは、建設業から離職する理由、建設業に入職しない理由の双方で最も大きな割合を占めている（図—1）。また、具体的な賃金水準を見ると、建設業に従事する男性の生産労働者の賃金は、全産業平均のそれと比べて約26%も低く、上述の調査結果を裏付けている（図—2）。

このため、「賃金水準の低さ」を緩和・解消することが、建設業の魅力を高め、産業に再び人を呼び込む有効な手段であると考えられる。

そこで国土交通省では、平成25年度公共工事設計労務単価の改訂にあわせ、全国平均で+15%の単価上昇を、さらなる賃金の上昇に回すことで、業界全体の賃金をより適切な水準に引き上げるよう、この4月に太田国土交通大臣から主要建設業

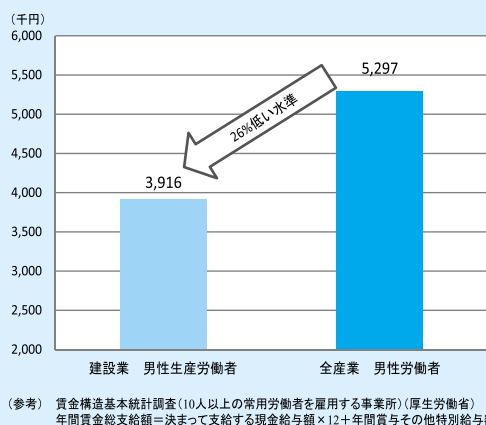


① 若手・中堅の建設技能労働者が離職する原因



② 若手の建設技能労働者が入職しない原因

図—1 建設業への入職・離職原因



図—2 年間賃金総支給額産業別水準(平成24年)

団体に直接要請するなどの取り組みを実施している。

その後、50を超える建設業団体において、技能労働者の賃金水準を確保することが団体の方針として決議され、個々の企業の取り組み指針を策定したり、各地で説明会を開催するなどの取り組みが行われている。

このようなこの約半年間の賃金水準確保の取り組みの結果、最近の賃金や担い手の数の変化について、以降に述べる。

1. 公共工事設計労務単価の上昇に伴う元請企業への賃金原資の移動状況

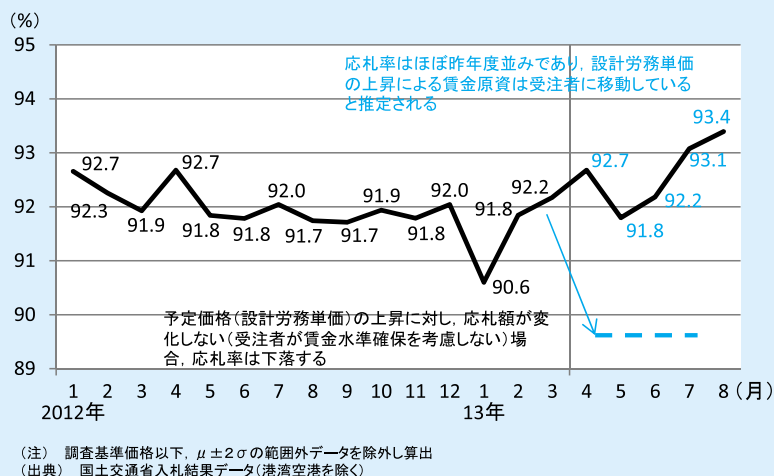
公共工事設計労務単価の上昇に伴い、公共工事の予定価格は平均約4%程度上昇していると考え

られるが、仮にこれまでの設計労務単価でも採算が取れると判断した企業が、これまでどおりの価格で入札に参加するのであれば、平成25年度公共工事設計労務単価により拡大した賃金原資は元請企業に移動せず、技能労働者の賃金に全く影響を与えないことになる。

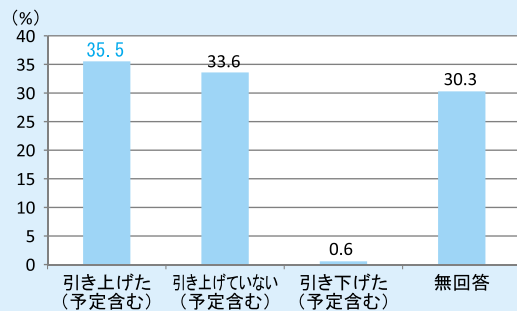
この問題の発生状況を監視するため、国土交通省直轄工事における全企業の予定価格に対する応札額(港湾空港、沖縄総合事務局を除く)を調査した。結果は図—3のとおりである。仮に多くの企業がこれまでどおりの価格で入札した場合、予定価格の上昇に対し応札額が変化しないため、応札率(=応札額/予定価格)は低下するが、4月～7月までの応札率は、昨年度に比べ横ばい～上昇傾向であり、予定価格の上昇に伴い建設企業は応札額を引き上げ、賃金原資は公共発注者から建設企業に移動しているものと考えられる。

2. 建設企業における賃上げの状況

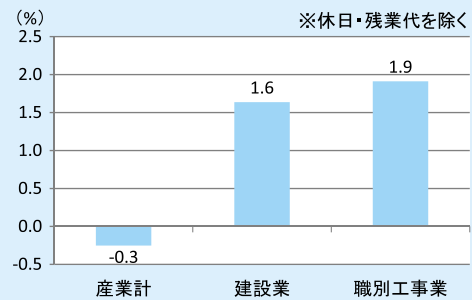
このように賃金原資の元請企業への移動、また労働需給の逼迫等の結果、この4月以降、賃金水準を実際に引き上げた企業(月給、ボーナス等種別は問わない。予定を含む)は、全体の約36%となった(図—4)。この間の毎月勤労統計調査(厚生労働省:図—5)についても、全産業平均ではほぼ横ばいに止まるのに対し、建設業では前



図—3 月別平均応札率の推移

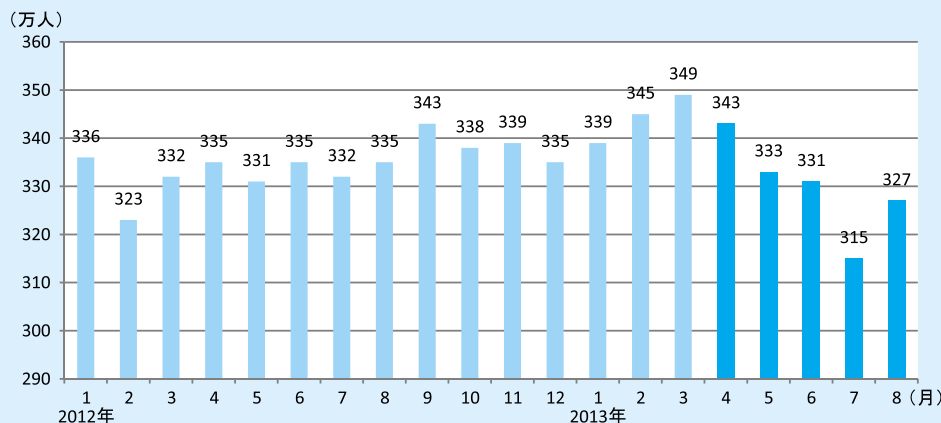


図—4 賃金水準の引上げ状況



(注) 職別工事業(大工・型枠・とび・鉄筋・左官・板金・塗装等)の事業所における給与
(出典) 毎月勤労統計調査(厚生労働省)

図—5 過去6カ月の給与（対前年比）



(注) 建設産業に従事する労働者のうち、「生産工程従事者」「建設・採掘従事者」「輸送・機械運転従事者」を技能労働者とした。
(出典) 労働力調査(総務省)

図—6 技能労働者の推移

年比1.6%の伸びとなっており、とりわけ建設技能労働者を多く抱える職別工事業では前年比+1.9%と高い伸びとなった。これは、賃金水準確保のための一連の取り組みが、一定程度の成果を上げた結果と考えられる。

しかしながら、この間の技能労働力の推移は、ほぼ横ばいかやや減少傾向（図—6）であり、依然として熟練工から若手への技能継承がされないままに技能労働者が減少し、近い将来の災害対応やインフラの維持・更新を受け持つ建設産業の存続が危惧される状況に大きな変化は見られていない。

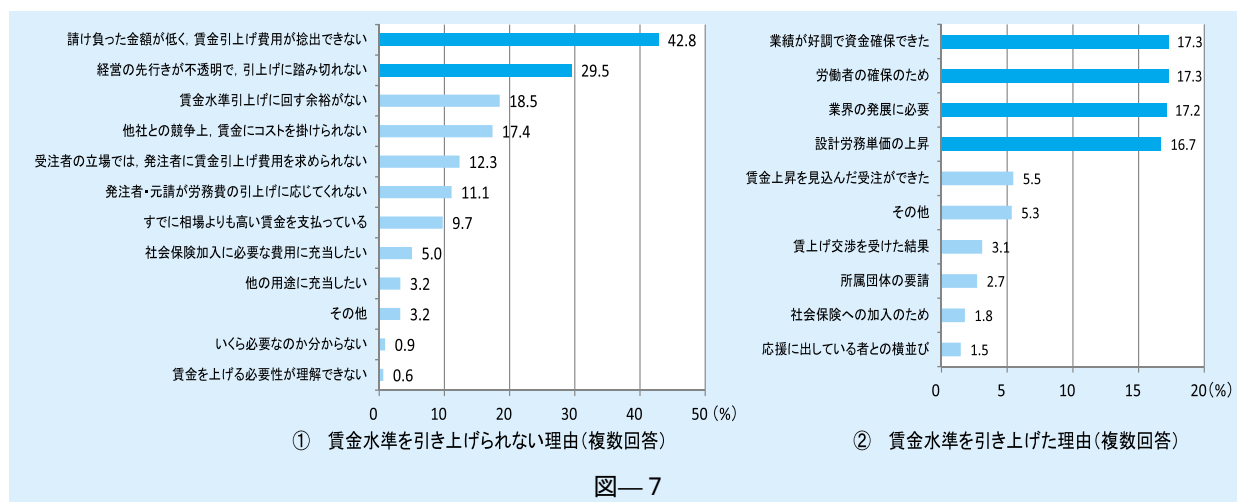
3. 今後の取り組みの方向性

このような状況にかんがみ、技能労働者の賃金水準の確保について、今後取り組むべき方向性を以下に論ずる。

上記に挙げた、下請取引等実態調査における技能労働者の賃金水準に関わる調査について、賃金水準確保対策の認知状況と実際の賃金引上げ状況をクロス集計した結果が表—1である。適切な賃金水準の確保に関する取り組みを認知している企

表—1 賃金水準確保に関する取り組みを知っている企業の給与引上げに関する行動

		4月以降技能労働者の給料を上げたか				
		給料を上げた	引上げていない	引下げた	無回答	総計
適切な賃金水準の確保に関する取り組みを知っているか	知っている(74.8%)	52.6%	40.1%	0.4%	6.9%	100.0%
	知らない(11.4%)	35.2%	59.3%	1.4%	4.1%	100.0%
	その他・無回答(13.8%)	12.9%	17.2%	0.6%	69.3%	100.0%



図—7

業は、4月以降実際に賃金水準の引き上げを図っており、逆に認知していない企業は賃金水準を引き上げていないことが窺える。

また、賃金水準を引き上げられない理由(図—7①)を見ると、最も多い回答は「発注者や元請負人から請け負った金額が低く、賃金引上げ費用を捻出できない」であり、2番目は「経営の先行きが不透明で、引上げに踏み切れない」であった。このことは、建設投資にかかる中長期的な見通しの明確化およびダンピング対策のさらなる実施が、賃金水準の確保のために必要であることを示唆しているものと考えられる。

一方、賃金水準を引き上げた理由(図—7②)を見ると、「業績が好調」「労働者の確保のため」「業界の発展に必要な」「設計労務単価の上昇」がほぼ同比率で並んだ。1点目は対前年度を上回る現在の建設投資が、3点目・4点目は、平成25年度公共工事設計労務単価の引上げと現在の人手不足が賃金水準にも影響を与えていることを示唆している。興味深いのは2点目で、多くの経営者が、建設業界の発展に必要なという自社の利益に限らない点に価値を見出していることである。この点からも、本年4月の大臣自らによる要請を含め、技能労働者の適正な賃金水準の確保の取り組みが一定程度成果を上げつつあるとともに、より一層の周知徹底が必要であると考えられる。

このように、今回実施した一連の調査を踏まえば、「技能労働者の適切な賃金水準の確保のための取り組みのさらなる周知徹底」「建設産業の

将来の見通しの明確化」「ダンピング対策のさらなる実施」等の方向性が、技能労働者の適切な賃金水準の確保のために必要であると考えられる。

また、建設業法所管部局のみならず、工事発注者としての取り組みも重要である。上述のように、一定の成果が見られるものの、いまだ十分とはいえない建設技能労働者の賃金引上げ状況にかんがみ、10月23日、高木副大臣より主要建設業団体に対し、再度取り組みの加速化を要請した。これを受け、平成25年度公共工事設計労務単価で実施している工事現場に周知ポスターを掲示する取り組みを、公共工事の受発注者が連携して実施していくことが新たに合意された(図—8)。

これらの取り組みにより、工事現場で働く技能労働者一人一人に対し、適切な賃金水準の確保のための取り組みが周知されることで、技能労働者の賃金水準

の確保が加速していくことが期待される。



図—8 新労務単価周知ポスター